

社会福祉法人 八心会 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人八心会（以下「法人」という。）の定款第21条の規定に基づき、役員報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬の支給)

第2条 役員に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬を支給するものとする。ただし、法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員に対しては、報酬は支給しない。

(1) 理事長（常勤）

法人・施設業務のための出勤
月額報酬 600,000円

(2) 理事・監事（非常勤）

法人・施設業務のための出勤
日額 50,000円

2 理事会等会議への出席、監事監査等への出席については、報酬は支給せず、別に定める「評議員等費用弁償規程」の規定を適用する。

(報酬計算期間、支払日及び支払方法)

第3条 報酬は、毎月月末で締切りとした期間（以下、「報酬計算期間」という。）について計算し、翌月25日に支払うものとする。ただし、支払日が金融機関の休日となる場合にはその前日に支払うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、役員が死亡したときは、その遺族の請求により、報酬支払日の前であっても既往の業務に対する報酬を支払う。
- 3 報酬は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 4 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支払う。

(公表)

第4条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(委任)

第6条 この規程の施行について必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この規程は、令和2年 4月 1日から施行する。